

一般社団法人 社会情報学会 事務局規則

(2021.6.12・理事会決議)

(目的)

第1条 この規則は、社会情報学会定款第61条の規定に基づいて、社会情報学会の事務局に関して必要な事項を定めるものとする。

(事務局の業務)

第2条 事務局の業務は以下のとおりとする。

- (1) 会員名簿管理業務
- (2) 会費徴収業務
- (3) 予算執行管理業務
- (4) 議事録や規則などの保管業務
- (5) 郵送業務
- (6) 選挙関連業務
- (7) 庶務業務
- (8) 契約業務
- (9) 法人に関する登記および税務申告にかかわる業務
- (10) その他、当法人の運営に必要な業務

(局長と委員の委嘱)

第3条 事務局長ならびに委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

2 事務局長ならびに委員の任期は4年を上限とし、委嘱時に決定する。

3 前項の規定にかかわらず、事務局長ならびに委員の任期の終結の時ににおいて、担当職務が継続している場合には、会長は理事会の議を経て、当該事務局長ならびに委員の任期を延長することができる。

4 事務局長は、必要があると認められる場合は、委員の中から副事務局長を選任することができる。

(事務局運営細則の制定)

第4条 事務局は、必要に応じて、事務局運営細則を制定することができる。

(業務委託)

第5条 事務局は、第2条の業務を理事会の承認を得て外部事業者へ委託することができる。

2 外部事業者への委託に支障が生じた場合は、事務局長は直ちに理事会にその旨を報告する。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改正は、理事会の議を経て行う。